

## 令和3年3月つくば市教育委員会定例会会議録

### 1 会議日時

令和3年3月31日（水）

### 2 会議場所

庁舎2階 会議室203

### 3 出席委員

教育長	森田 充
委員	柳瀬 敬
委員	倉田 廣之
委員	和泉 なおこ
委員	成島 美穂

### 4 欠席委員 なし

### 5 委員以外の出席者

教育局長	吉沼 正美	特別支援教育推進室長	土田 圭子
教育局次長	貝塚 厚	教育相談センター所長	横田 康浩
学校教育審議監	根本 智	生涯学習推進課長補佐	大久保 文子
教育総務課長	笹本 昌伸	文化財課長	石橋 充
学務課長	間中 和美	中央図書館長	柴原 徹
教育施設課長	飯泉 法男	中央図書館副館長	松浦 智恵子
健康教育課長	柳町 優子	企画監	澤頭 由紀子
学び推進課長	江尻 佳之		

### 6 傍聴人 1人

### 7 議事

#### (1) 案 件

議案第13号 つくば市教育委員会奨学金支給規則の一部を改正する規則について

議案第14号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第15号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第 16 号 つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 17 号 つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 18 号 つくば市学校給食センター整備方針の策定及び公表について
- 議案第 19 号 学校医の委嘱について
- 議案第 20 号 学校歯科医の委嘱について
- 議案第 21 号 学校医の退職について
- 議案第 22 号 学校歯科医の退職について
- 議案第 23 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程について
- 議案第 24 号 指定代理人の指定の解除について
- 報告第 8 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会事務部局職員の人事異動内示）

## 8 会議の概要

### ◎ 開 会

午後 1 時 30 分開会

森田教育長	<p>それでは、ただいまから、つくば市教育委員会会議の令和 3 年 3 月定例会を開催いたします。本日はお忙しいところ、出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>今日はこの後、2 時 45 分から辞令交付式がありますので、遅くとも 2 時 30 分閉会を目安に進めていきたいと思っております。スムーズな進行に努めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。</p>
◎議事録の承認	
森田教育長	<p>始めに議事録の承認です。今回は、2 月の定例会の議事録について、委員の皆様には事前に確認いただいておりますけれども、修正がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。署名人については、柳瀬委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
◎教育長報告	
森田教育長	<p>続きまして教育長報告ですけれども、今回 2 件報告させていただきます。</p>

<p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>1つは卒業式・入学式等についてですけれども、前回の教育委員会会議においても報告しましたように、中学校及び義務教育学校の後期課程の卒業式は3月11日木曜日に予定どおり挙行されました。</p> <p>現在は市全体でPCR検査を受診する生徒はおりますけれども、陽性はまあまあ少ない状況ではございます。陽性がでることもありますが、現在のところは保健所と学校と教育委員会の連携が上手くいきまして、事務手続き等もスムーズに進められております。併せて、幼稚園の卒園式、それから小学校の継志式についても無事に終えることができました。今後は入園式・入学式がありますけれども、それぞれ工夫をしながら、ベストな状況で挙行できるように進めてまいりたいと思います。</p> <p>それから、令和2年度の振り返りと令和3年度に向けてということになります。令和2年度の教育委員会会議は本日が最後ということになります。この1年は本当に新型コロナウイルス感染症の対応ということに終始してしまったなという状況です。子どもたちについては、学校の先生方のいろいろな工夫や苦勞によって、安全に学習や様々な活動、部活動がしっかりできたなと思います。本当に先生方に感謝したいなと思います。</p> <p>本日の教育委員会会議でも報告がありますが、教育局の方も人事異動がありますので、来年度は新しい体制になります。</p> <p>令和3年度は学校開校に向けた住民説明会、それから給食センターの設計業務、それから給食費の徴収業務が学校ではなくて教育委員会の方で行うことになりますので、色々な課題がありますが、先を見通して進めていきたいと思います。今後ともご指導ご協力の方よろしくお願ひしたいと思います。報告は以上でございます。</p> <p>それでは案件に入りたいと思います。本日は議案が12件、それから報告が1件ということでございます。いつものように、非公開案件を先に審議して、後に公開案件というふうに進めていきたいと思います。非公開案件ですけれども、議案の19号から22号までが人事案件、そして24号も人事案件ということで、非公開にしたいと思います。それ以外は公開として進めたいと思います。そのようにしてよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それではそのように進めさせていただきます。非公開の案件から進めてまいりますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、一時退室をお願いいたします。</p>
--------------------------	---

<p>◎議案第 19 号 学校医の委嘱について</p> <p>◎議案第 20 号 学校歯科医の委嘱について</p> <p>◎議案第 21 号 学校医の退職について</p> <p>◎議案第 22 号 学校歯科医の退職について</p>	
森田 教育長	<p>それでは、議案の第 19 号から始めますけれども、22 号まで関連しておりますので、一括で説明をお願いしたいと思います。健康教育課、お願いします。</p>
柳町健康教育課長	<p>健康教育課です。議案第 19 号から 22 号について一括でご説明いたします。</p> <p>(議案に対する説明)</p>
森田 教育長	<p>何か質問、確認事項ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、では承認いただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
森田 教育長	<p>では、承認をいただいたので、進めさせていただきます。</p>
<p>◎議案第 24 号 指定代理人の指定の解除について</p>	
森田 教育長	<p>次に議案の第 24 号でございます。これについては、教育総務課、お願いいたします。</p>
笹本教育総務課長	<p>教育総務課です。議案第 24 号、指定代理人の指定の解除についてです。</p> <p>(議案に対する説明)</p>
森田 教育長	<p>ただいまの説明に、質問や確認事項ありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。では、承認するということがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
森田 教育長	<p>では、承認いただいたものとして進めさせていただきます。</p> <p>以上で非公開案件は終了しまして、公開の案件について審議をいたし</p>

	<p>ます。傍聴人がいらっしゃいましたら入室お願いします。</p> <p>では、1番からまた順に進めさせていただきます。議案の第13号です。教育総務課お願いします。</p>
◎議案第13号 つくば市教育委員会奨学金支給規則の一部を改正する規則について	
笹本教育総務課長	<p>教育総務課です。議案第13号、つくば市教育委員会奨学金支給規則の一部を改正する規則になります。</p> <p>こちらは奨学金の支給申請書の性別の記載欄と押印欄を削除することを目的に、規則に定められている様式の一部を改める内容となっています。</p> <p>性別記載欄と押印欄の削除につきましては、基本的には市の方針に基づく形で、今回の改正をするものでございます。どうぞよろしくお願い致します。</p>
森田教育長	<p>性別欄、それから押印欄ですね。それから「宛て」の字が変わるとい う、3点でいいのかな。いかがでしょうか。承認いただいてよろしいで すか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>では先へ進めさせていただきます。</p>
◎議案第14号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について	
森田教育長	<p>それでは議案第14号です。これについては学務課お願いします。</p>
間中学務課長	<p>学務課です。議案第14号、つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 についてご説明させていただきます。</p> <p>改正の理由につきましては、現状のつくば市立幼稚園の職員配置に基づいた規則 に改正するものでございます。改正の内容なんですけれども、幼稚園に必ず配置す る職員について、特別の事情がある時は教頭を配置しないことができることとし、 また必要により配置できる職員として、主任教諭を追加するものでありま す。詳細につきましては、10ページの新旧対照表をご確認いただければ と思います。施行日につきましては、交付の日からといたします。以 上、よろしくお願いいたします。</p>
森田教育長	<p>質問、確認事項ありましたらお願いします。成島委員お願いします。</p>
成島委員	<p>特別な事情って、人数の関係とかですか。</p>

<p>笹本教育総務課長</p>	<p>教育総務課です。幼稚園の職員の昇任については、主任を経験してから教頭としており、初めから園長と教頭という配置がなかなか難しいというような現状もあり、それを特別な事情というような形で表現させていただいています。園によっては、園長先生と主任の先生というような配置になっています。</p>
<p>成島委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>主任か教頭は、どちらかは必ずいるような状況ですか。</p>
<p>笹本教育総務課長</p>	<p>どちらかは必ずおります。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>主任をある程度経験したら教頭になるという、そういう流れの中で、どっちかがいない場合がありますということですね。 他にご質問はありますか。では承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>◎議案第 15 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>森田教育長</p>	<p>次に、議案第 15 号についてでございます。これについては教育総務課、お願いいたします。</p>
<p>笹本教育総務課長</p>	<p>教育総務課です。議案第 15 号、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則になります。こちらの新旧対照表をご覧ください。つくば市立学校県費負担教職員の勤務時間、休憩時間、時間外勤務の命令につきましては、茨城県の条例により市町村教育委員会が行うこととされていますが、学校の方では、各学校長が勤務時間等を定め、また時間外勤務も命令している状況がございます。その実態に合わせまして、教育委員会から学校長に委任する内容の規定を今回新たに設ける形の改正を取らせていただければと思っています。 もう一つ改正がありまして、2ページの附則の部分になります。国民の祝日に関する特例措置によりまして、令和3年度はスポーツの日が本来の10月第2月曜日から7月23日となります。これに伴いまして、学校管理規則で定めている学期に</p>

	<p>ついて、1学期の終わりの日を10月第2月曜日までから10月10日までに変更します。また、第2学期の始まりの日を10月第2月曜日の翌日から10月11日に変更する内容のものとなっております。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
森田教育長	<p>質問、確認事項ありましたらお願いします。和泉委員、どうぞ。</p>
和泉委員	<p>第6章について確認なのですが、これは今までの校長の裁量に合ったものを明文化させたという理解でよろしいですか。</p>
笹本教育総務課長	<p>今回、管理規則の方にこういう形で新たに定めたのですが、実際これを規則に定めている市町村というのは、それほどないというのが現状ではあります。ただ、そういった県の条例で定められているものについて、教育委員会と学校の関係性がよく見えていなかったもので、そこを今回、管理規則において改めて見えるような形で規則を改正いたしました。</p>
和泉委員	<p>ありがとうございました。</p>
森田教育長	<p>他にはございますでしょうか。柳瀬委員、お願いします。</p>
柳瀬委員	<p>校長及び職員ということですが、ここでいう職員というのは、教員と職員、すなわち教職員ということでしょうか。6条の2では、市町村立学校県費負担教職員という言葉なのですが、以前から、職員と教員を分けていたり、一緒にしていたりして気になっているのですが、これは教職員と理解していいのですか。</p>
森田教育長	<p>いかがでしょうか。6章の表現は、校長及び職員というところで、これは校長以外の全ての職員を指していますという意味ですよね。23条の2の2項の県費負担というのは、茨城県条例の名前がそのような名前になっているんです。ですからその条例の言葉を使っているので、教職員全部を指しているというようなことにはなると思うのですが、それでも。</p>
柳瀬委員	<p>同じと考えてよろしいですか。その中には、会計年度任用職員も入っているということですね。</p>

笹本教育総務課長	<p>会計年度任用職員については、この後、また別に規則今回載せさせていただきます。基本的にはつくば市職員という位置付けのものになります。こちらの管理規則につきましては、あくまで県費負担教職員という位置付けになります。</p>
柳瀬委員	<p>学校長は、その両方に学校運営上、学校管理上の責任が発生するのですよね。つまり、会計年度の職員であれ、県費職員であれ、市の職員であれ、全てをここでいう職員に含めて解釈していいのでしょうかということなのですが。</p>
笹本教育総務課長	<p>すみません、もう一度よろしいでしょうか。申し訳ございません。</p>
柳瀬委員	<p>平たく言うと、校長の管理職としての責任の範囲だと思うのです。会計年度の職員だけ校長の管理下ではないということはある得ないと思うので、後でまたそれが出てくると思うのですが、ここでいうところの休憩時間を校長が定める責任があるということが書いてあるので、その休憩時間をきちんと取らせる責任は会計年度の職員にもあるのかということなのです。</p>
笹本教育総務課長	<p>それはございます。</p>
柳瀬委員	<p>ありますよね。はい、了解しました。</p>
森田教育長	<p>今回の管理規則で定めているのが、あくまで県費負担だということであって、そういうサービスの責任は校長が持っているということですね。</p> <p>よろしいでしょうか。他にはございますでしょうか。では承認するものとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>では、承認することとして進めさせていただきます。</p>
<p>◎議案第 16 号 つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について</p>	
森田教育長	<p>続いて、議案第 16 号でございます。これも教育総務課の方でお願いします。</p>

<p>笹本教育総務課長</p> <p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>教育総務課です。議案第 16 号、つくば市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則になります。新旧対照表をご確認ください。教育局及び教育機関、こちらの分掌事務につきましては、つくば市教育委員会行政組織規則により定められております。</p> <p>今回、学務課、特別支援教育推進室、生涯学習推進課、中央図書館の分掌事務について、現状に即する形とするため、規則の改正をするものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表の方をご覧くださいいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいですか。では、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>◎議案第 17 号 つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>森田教育長</p> <p>笹本教育総務課長</p> <p>森田教育長</p>	<p>続いて、議案の第 17 号でございます。これも教育総務課ですね。お願いします。</p> <p>議案第 17 号、つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則の一部を改正する規則になります。こちらは、当該規則によりまして、審査請求に関しまして教育長に事務委任ができないような形の規定となってしまっております。</p> <p>教育長に委任した事務に係る処分については、審査請求の際には教育長が審査長ということになる旨が国の方からも通知等により示されていることをごさしまして、教育委員会に対する審査請求を除きまして、教育長へ事務委任できるよう規則の改正をさせていただいております。こちらの方も新旧対照表を見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>そのように明確にしたというところですがけれども、何か質問、確認事項ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。では承認することとして進めさせていただきます。</p>
<p>◎議案第 18 号 つくば市学校給食センター整備方針の策定及び公表について</p>	
<p>森田教育長</p>	<p>それでは、議案の第 18 号です。これは健康教育課、お願いします。</p>

柳町健康教育課長

健康教育課です。議案第 18 号、つくば市学校給食センター整備方針の策定及び公表についてご説明いたします。

本年 1 月の定例教育委員会にてお示ししました整備方針案について、パブリックコメントを実施したところ 13 人から 28 件の意見の提出がありました。また、3 月の議会等において、議員の方々から荃崎地区の給食センターの必要性や、将来このような早急な整備対応にならないよう検討していく必要があるとの問題提起もございました。これらの意見に対する市の考え方について、本編及び概要版の修正を行っております。

修正点につきましては、整備方針案本編の 2 ページ目、下の 2 段の部分について、当初は、「調理能力の増強のためには、老朽化が著しく、上記④のとおり多くの課題を抱える現行の荃崎学校給食センターを廃止し、市全体を考慮した調理能力と学校給食衛生管理基準に適応した新学校給食センターの整備が必要である」としておりましたが、荃崎の給食センターの在り方を今後更に検討していく必要があるということを踏まえ、「調理能力増強のためには、市全体を考慮した調理能力と学校衛生管理基準に適応した新学校給食センターの整備が必要である。なお、荃崎地区における学校給食センターの在り方については、児童生徒数の動向を注視しながら、再度検討していく必要がある」としております。

また、概要版の表面。矢印の下の濃い青の部分です。当初は「荃崎学校給食センターを廃止し」という部分を記入しておりましたが、そちらを削除しております。

また、その右下の黄色い部分、新センターの規模等についての箇所ですが、「荃崎地区における給食センターの在り方については、今後の児童生徒数の動向を注視しながら、再度検討していく必要がある」を追記しております。

なお、今月 15 日に開催しました第 2 回つくば市立学校給食センター運営審議会において、この内容につきまして、協議・検討いただき、この策定は適当ということで答申をいただいております。また、付帯意見といたしまして、自校式を含めた学校給食の在り方を検討する場を設けていただきたいとの意見もいただいております。

本日は、本計画の本編、概要版と併せまして、パブリックコメントに対する市の考えについて教育委員会において決定いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

森田教育長

ただいまの説明について、パブリックコメント、それから今の修正点

	<p>も含めて確認いただきまして、ご承認いただけるかどうかということですが、質問、確認事項ありましたらお願いしたいと思います。和泉委員、お願いします。</p>
和泉委員	<p>ご説明ありがとうございました。こちらの裏面を見ているんですけども、変わった点としては、建設候補地、スケジュールの(1)の①が加わったということによろしいですか。</p>
柳町健康教育課長	<p>建設候補地、スケジュールの①の現荃崎学校給食センター敷地に建設、という部分でしょうか。</p>
和泉委員	<p>はい。</p>
柳町健康教育課長	<p>こちらは、元から建設候補地として4つを考えていましたが、7,000食規模の給食センターで、荃崎地区でのそういった建て替えは難しく、当初から入れておりました。</p> <p>今回の荃崎の学校給食センターを再度検討するという背景につきましては、今回急激な児童生徒の増加によりまして、給食センターが不足している、食数が不足するという部分で建て替えがあったのですが、今後また想定を上回る多くの急増も見込まれる場合もございますので、荃崎の給食センターを廃止という部分で、もう決定づけるわけではなく、今後も動向を見ながら、建て替え等も検討しながら荃崎の在り方を再度検討していくという部分に訂正したような形となっております。</p>
和泉委員	<p>分かりました。その変更に伴って、スケジュールの変更というのはございますか。4年程度の期間が必要と見込まれるということで、供用開始時期は令和7年4月になってはいますがけれども、その変更に伴って、ここを動かなさなきゃいけないとか、その点はどうなのかなと気になりました。</p>
柳町健康教育課長	<p>こちらの変更に伴うスケジュールの変更はございません。桜の給食センターの建設のスケジュールは、従来のとおりで考えております。</p>
和泉委員	<p>ありがとうございました。</p>
森田教育長	<p>他にはいかがでしょうか。柳瀬委員、お願いします。</p>

柳瀬委員	先ほどの荃崎の件も含めて、この整備方針の見直しの時期は、次はいつになるのでしょうか。
森田教育長	更に見直しするような時期があるのかということですか。
柳瀬委員	次の見直しはいつになるのかということです。
柳町健康教育課長	今まで、学校適正化配置計画を基に給食の食数等の増加を見込んでいた部分があるのですが、お子さんたちの急激な増加を毎年ごとに見極めていきまして、1年ごとに見直しをしていく予定ですので、早い時期に方針はお示しできるのではないかと考えております。
森田教育長	見直しをしながら、変更が必要になった時点において変更していくということですね。
柳町健康教育課長	はい。必要だということであれば早急に。今回のような急な対応ではなく、前もって分かるような計画にしていきたいと考えております。
柳瀬委員	分かりました。これは方針であって、じゃあ実行計画ではないということですか。
柳町健康教育課長	はい。整備の方針ですので、今回これに伴いまして、桜の学校給食センターの建設で、これで良いということであれば、令和3年度に桜の旧学校給食センターの解体だったりとか、新学校給食センターの設計委託に入るような形となりますので、その前に基本計画を作ってからそういった形となりますので、基本計画というのがより詳細な建設に関するものを策定するような形となります。
柳瀬委員	はい、分かりました。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。よろしいですか。では承認することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。

◎議案第 23 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程について

森田教育長	では、先ほどずっと非公開でやったところを飛ばしまして、今度は議案の第 23 号まで行きます。教育総務課お願いします。
笹本教育総務課長	教育総務課です。議案第 23 号、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程について説明します。これまで、つくば市立小学校、中学校で義務教育学校に勤務する市の職員、学校管理員さん等いらっしゃるのですが、こちらの勤務時間の割り振りや休憩時間について、これまで規定等において明文化されておりましたので、今回議案書のとおり新規に規定を制定するものです。よろしく願いいたします。
森田教育長	先ほど柳瀬委員から心配いただいた、市の職員の方の規定を作っているということです。いかがでしょうか。和泉委員、お願いします。
和泉委員	私が知らないのを教えていただきたいんですけども、割り振るというのは、どういう意味なのでしょう。7時半から 17 時 15 分までの間が勤務時間、では、勤務時間が違う先生方がいらっしゃるということですか。
笹本教育総務課長	こちらは学校単位なのですが、その学校によっては始まる時間と終わりの時間が若干異なっている現状がございますので、全ての学校に当てはまるような形で時間の方を午前 7 時半から 17 時 15 分の間で 7 時間 45 分の勤務時間と休憩 45 分を割り振るといようなことになっております。
和泉委員	分かりました。では、それぞれの学校で裁量度があるということですね。先ほどと同じように。
笹本教育総務課長	はい。
和泉委員	ありがとうございました。
森田教育長	柳瀬委員、お願いします。

柳瀬委員	<p>この表現だと恐らく労基法には適応しないのではないかと思うのですが、午前7時30分から午後5時15分までに割り振るということは、一番最後に持ってくるか、休憩時間を最後にして早く切り上げようというのが可能になってしまうのです。4時間で休憩を取らなきゃ駄目じゃないですか、労基法では。午後5時15分までの間に、とするとまた表現等が変わると思うのですが、非常にこれは解釈が難しくなるなど以前から思っています。</p> <p>それから、前も教育長が話されていましたが、生徒がいる間は休憩を取れないというのが、今までの教員の常識としてあったと思うのです。ただ、今労働基準法とか、そういうことも働き方改革を含めると、そう言っていられない状況だと思うのです。もし過労死とかが出た場合には、これは当然学校長と教育委員会の責任を問われることになり、労働基準法に準拠した形で書く必要はあると思うのです。</p> <p>教育委員としては、教育長を通して、学校長にはこれは新年度徹底してほしいなと思うのです。この前の教員との懇談会でも、休憩時間を取れないというのは当たり前のような感じで話が出ています。それは結局教育の質の問題になりますし、休んでいると何か肩身が狭いというような、そんな意見も出てきていましたので、それは管理責任者、校長の責任で、休憩はきちんと取りますということを、取りなさいということをお願いしたい。教育長の方から、その辺は徹底してほしいなと思うのです。学校によっては、教員を半分に分けて、給食の時間に生徒を見る先生と、休む先生というのを半々で分けたりとか、いろいろな工夫しているところがあるというのを聞きましたので、そういうのを各学校で適した方法で模索してほしいということを、ぜひ教育長から、これは指導でしょうか、助言に当たるのでしょうか、指導していただきたいなと思います。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。教員を半分ずつに分けて、昼休み子どもの指導に当たる人と休む人と分けている学校なんかも出てきています。これからそういうことも含めて、こっちでこうしなさいというよりは、校長会とよく相談して、実効性のあるやり方を考えていきたいなと。働き方改革委員の人たちと、そういうところを詰めてやっていければと思っていますので、今年そういうことを明らかにしていきたいなと思います。</p>
柳瀬委員	<p>もう1点よろしいですか。教育法制の本を読んでいたら、今までの議論の中で、休憩と休息、これを分けて考えていて、休息は、これも適宜</p>

	<p>取れるようにしなきゃいけないという議論があるのです。その辺ももう一回洗い直した方がいいと思うのです。法的に休憩は取らなきゃいけないけど、休息も取れるようにしないと。休息、トイレです。トイレだけではなく、休息を取る権利があるのだということです、教員の側で。だから休息を取れないような働き方というのは、これはまずいということなので、いろいろな方法はあるとは思いますが、それが1つ大きな課題になるのではないかなと考えています。よろしくお願いします。</p>
森田教育長	<p>今の条文の件はどうなのでしょうね、その表現。これは法務課に見てもらったのですよね。</p>
笹本教育総務課長	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>一応、これで間違いはないだろうというところではあるのですね。</p>
笹本教育総務課長	<p>最終的には法務課で確認した内容のものにはなっております。</p>
柳瀬委員	<p>特例があるので、もしかすると教師というのは特例の中に入っている可能性はあるのです。2時間で休憩を取らなきゃいけないという特例として、医者とか看護師とか、もしかしたら教員など入っているのかもしれないのですが、その辺も含めてもう一回、何が問題になるか検討してもらえたらと思うのですけれども。</p> <p>条文に関しても、これでいくということであれば、今日はこれで決めていただきたいのですが、実効性のあるものと教育長が言われたけれども、そういうものにしていくための方策ですね。抜け道として、じゃあ、一番最後に休憩を取ればいいのか、取ったという形にするというようなことは十分あり得るのだけど、それでは実効性がないということ。</p> <p>色々と言っちゃって申し訳ありません。もう1つあるんですが、責任論ですよ。誰に責任があるかといった時に、給食の時に担任が現場を離れて事故があった時に、教員の責任があるというふうに考えてしまうと、これはもう離れられなくなるのです。だけれども、まず第一に子どもに自己責任はあるでしょうし、もちろん全然に担任に責任がないわけではない。学校管理者の校長にも責任があるだろうし、ある意味ではそういう体制にしている教育委員会にも責任がある。みんなが責任をそれぞれ持っているのだというふうにしないと、誰かが全部その責任を問われるわけではないというところですよ。もちろん、もし怪我なんか</p>

森田教育長	<p>あつたら、怪我の当事者がどういう状況であつたかということで当事者の自己責任は当然あるわけで、それを全部担任が責任を負わなきゃいけないという意識を持っていたとすると、それは違うんだということ、それぞれの立場で責任があるというふうな考え方をしないといけない。保護者がそれで全面的に訴えたりするなど、そういうことを恐れて窮屈になっていくということは避けたいなと思います。すみません、長くなってしまいました。</p> <p>ありがとうございました。そういうことも含めて研究しながら、休憩をしっかりとれるような体制づくりをこれからやっていかないといけないのだと思うのです。</p> <p>そういう意味では、校長会と相談したり、それから法的な部分で今の責任問題みたいなところも明らかにしながら、働き方改革の1つとして取り組んでいければと思いますので、今度やっていきたいと思います。</p> <p>では、議案としては承認いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
◎報告第8号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示）	
森田教育長	では、次に報告に入ります。報告の第8号です。教育総務課、またお願いします。
笹本教育総務課長	教育総務課です。報告第8号、臨時に代理した事務の管理及び執行の状況になります。つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示につきまして、別紙のとおり代理により事務を処理させていただきましたので、報告をするものでございます。よろしく願いいたします。
森田教育長	<p>これは内示の方が、今日そういうものがあつたということです。今日の辞令です。これは後でご確認いただければと思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事のその他に進みたいと思います。</p>
◎その他	
森田教育長	最初に生涯学習推進課の方から、生涯学習推進基本計画について説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。
大久保生涯学習推進課長補佐	生涯学習推進課です。第3次生涯学習推進基本計画の本編と概要版を机上に配らせていただきました。その点につきまして説明させていただきます。

森田教育長	<p>きます。</p> <p>内容は12月の定例教育委員会の時にご報告させていただいておりますが、その後パブリックコメントを1月に実施しまして、10人の方から20件の意見をいただきました。その意見等の内容も踏まえて、こちらの基本計画は策定されております。その後、答申が3月17日に生涯学習審議会の会長から市長になされまして、3月の庁議に報告いたしました。ここに冊子を添えてご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>こちらは市長の方の策定ということになりまして、教育委員会ではないので、このような報告という形になってはいますが、お目通しただいて、また何かお気づきの点などありましたらお願いしたいと思っておりますが、ここでもし質問や確認事項がありましたら、お願いしたいと思っております。柳瀬委員、お願いします。</p>
柳瀬委員	<p>45ページの生涯学習推進本部について、この前も質問させていただいたんですが、この推進本部の動きというのは、どういう形で確認できますか。これは恐らく、今はやりのプラットフォームだと思うんです。情報を収集して、実際に動かすプロデューサー的な役割。ただ情報を集めるだけがプラットフォームの役割ではないんですが、それがこの生涯学習推進本部になると思うのですけれども、その動きが、どういう形で、外部から確認できるか教えてほしいです。</p>
大久保生涯学習推進課長補佐	<p>本部のメンバーは庁議を構成する各部長等になっておりまして、庁内会議のために、特にはないのですけれども、審議会等でその内部での共有はいたしております。</p>
柳瀬委員	<p>そうすると、外部ではどういう進行状況とか、それを確認できないということですかね。</p>
森田教育長	<p>教育局長。</p>
吉沼教育局長	<p>審議会については今の説明のとおりです。ただ、内容については、市の方でやっている戦略プランなんかと事業的には同じような事業になっておりますので、そういう意味で戦略プランの方を通じて、市のホームページ等で公表はさせていただくということになります。ただ、全事業</p>

	<p>がありますので、その中から生涯学習の部分だけを見ていただくような形にはなりません。生涯学習推進計画の成果としての評価とか、そういう形を出すものは考えていないのですけれども、戦略プランという全体の中で公表するということでは、公表になります。</p>
柳瀬委員	<p>了解しました。これ、管理と評価と書いてあるのですよね。評価だけだったら、その評価結果について公表ということであればいいのだけれども、管理ということが入っていると、プロセスが確認できないとまずいのです、市役所内での管理評価と書いてあるから。いきなり評価が出てくることはあり得なくて、そうしますと、何回か本部という会議を庁議でやっていただいて、そこでどういう議論がありました、どういう連携が進んでいますという報告がホームページに上がってこない、形だけではないかって疑われてしまうのですね。実効性があるものにするためには、ぜひこの本部機能を動かしてほしいとっていて、市民がホームページで確認できるものが、途中で必要だと思うのですよ。よろしくをお願いします。</p>
森田教育長	<p>教育局長。</p>
吉沼教育局長	<p>柳瀬委員がおっしゃるとおり、管理というのは見えにくいと。今おっしゃっていただいているとおり、確かに見えにくいと思いますので、今後、その推進本部なのか、あるいは「戦略プランの方の推進本部なのか、そういう中で、私もメンバーの1人ですので、相談をかけていって、どういうふうにそれを公表していくのかといった辺りも相談していきたいなというふうに思います。現時点で、確かに出ていないと私は思っていますので、その辺は相談していきたいと思います。</p>
柳瀬委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
森田教育長	<p>では、こちらで進めていきます。それでは、生涯学習推進課の方はそれぐらいでよろしいですか。</p>
大久保生涯学習推進課長補佐	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>では続いて、教育施設課の方からも報告がありますので、よろしくお</p>

<p>飯泉教育施設課長</p>	<p>願います。</p> <p>教育施設課です。令和3年2月の定例教育委員会におきまして、議案第8号、議会の議案を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、ということにつきまして、（仮称）研究学園小学校、中学校用地だけでは手狭なことから、学校用地西側に位置する民有地を拡張グラウンド用地として整備する目的で用地購入を進めてきました。その地権者の中に、土地購入の議会案件に該当する方がお一人いらっしゃることから、議会に上程するというふうなことも説明をさせていただいて、委員の皆様へ承認をいただいたところです。しかしながら、議会に上程する直前に、こちらの地権者の方がお亡くなりになりましたことから、議会の上程を取りやめました。</p> <p>今後ですが、新たに相続される方と、土地売買契約を結び直しましたので、新年度になりまして、直近の議会に上程して、用地の購入を進めたいというふうに考えておりますので、取り下げたということをご報告させていただきたいと思っております。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>そういう状況でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。報告は以上でございます。</p> <p>その他の案件として、和泉委員の方から不登校の状況などのご質問があったのですが、数についてはメールでお答えしたとおりです。増えているという状況については、今後しっかり状況を確認して、原因を探って、また議論ができるようにしていきたいと思っておりますので、今日はお許しいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、時間も迫っておりますので、今日はこの辺で終了とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年3月の定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

◎ 閉 会

午後2時25分閉会宣言

会議録調製年月日

令和3年4月30日